

宮城労働局長登録教習機関

建設業労働災害防止協会 宮城県支部

(登録番号 第49-2086号 登録有効期限 令和6年3月30日)

**車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）
運転技能講習開催について（ご案内）**

労働安全衛生法第61条により、機体重量3トン以上の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）で、次の機械については、特別の資格者を除き都道府県労働局の登録機関が行う技能講習を修了した者でなければ、運転できないことになっております。

当支部では、宮城労働局の登録機関として標記技能講習を開催しております。

つきましては、下記要領により本講習を開催いたしますので関係従業員の受講方についてご配慮賜りたくご案内申し上げます。

【対象機種】

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) ブル・ドーザー | (7) パワー・ショベル |
| (2) モーター・グレーダー | (8) ドラグ・ショベル（バックホウ） |
| (3) トラクター・ショベル | (9) ドラグライン |
| (4) ずり積機 | (10) クラムシェル |
| (5) スクレーパー | (11) バケット掘削機 |
| (6) スクレープ・ドーザー | (12) トレンチャー |

記

1. **募集対象** 受講科目の一部免除の対象となる者
(受講科目の一部免除資格については、受講申込書の備考欄をご覧ください。)

2. **講習日時
場 所**

- (1) 学科・日時 1日目 令和3年3月16日 13時30分より
2日目 令和3年3月17日 9時00分より
・場所 仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館
- (2) 実技・日時 当協会指定の日 8:30より 学科講習の時、実技日を指定します。
(3月18日から受講番号順に指定します。)
・場所 仙台市青葉区芋沢字下野下38-1 (株)セルコ仙台営業所構内
建災防宮城県支部実技センター

講習期間中は受付で本人確認をいたしますので、受講票と一緒に、身分証明書（自動車免許証
健康保険証、住民票、パスポート等）をご提示の上、受付を済ませてください。
身分証明書は必ず原本をお持ちください。（コピーは不可）

3. **申込受付** 定員（30名）になり次第締め切らせていただきます。
(実技機械の手配上、定員に達しなくても締め切る場合がございます。)
申込書に受講料を添えて、現金書留でご郵送いただくか、支部事務所へお持ち下さい。
受付後の取消しについては、受講料はお返しできません。

4. 申込場所

980-0824

仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館5階

建設業労働災害防止協会宮城県支部

TEL 022-224-1797 FAX 022-265-5604

5. 講習科目と時間

	講習科目	日程・時間
学	・ 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転に必要な一般的事項に関する知識	第1日目 13:30 ~ 16:40
	・ 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識 ・ 関係法令	第2日目 9:00 ~ 16:20
	・ 修了試験	16:30~
実技	・ 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の作業のための装置の操作	指定の日 5時間

6. 受講者別受講科目と受講料

受講者別	受講科目	受講時間	受講料	
受講申込書 備考2のイ	1. 学科 ・ 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	5時間	会員	37,000円 (テキスト代、消費税含)
	2. 実技 ・ 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の作業のための装置の操作	5時間	会員外	38,000円 (テキスト代、消費税含)
受講申込書 備考2のロ ハ ニ	1. 学科 ・ 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転に必要な一般的事項に関する知識 ・ 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識 ・ 関係法令	9時間	会員	38,000円 (テキスト代、消費税含)
	2. 実技 ・ 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の作業のための装置の操作	5時間	会員外	39,000円 (テキスト代、消費税含)

※ 建災防宮城県支部会員は、テキスト代を1,000円助成しております。

※ 講習科目の一部免除の資格を有することを証明するための書面(免許証の写等)を添付して下さい。

7. その他

- 1) 受講申込書にご記入いただいた事項及び添付書類にある個人情報、本講習を実施するために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。
- 2) 本講習については、人材開発支援成助成金の適用があります。
助成金の申請際には、講習案内書、受講申込書のコピーが必要になります。

※ 助成金についての詳細は、宮城労働局 職業安定部 訓練室 助成金担当(TEL 022-205-9855)へお問い合わせください。